

人の目の垣根隊

ご案内



地域の子どもは地域で守ろうやないか運動

三木市青少年センター

1 目的

子どもたちを温かく見守り支援する大人を地域の中に増やししながら、「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識の醸成を図り、地域の連帯感と教育力を高めることで、子どもたちが明るく生き生きと生活できる地域社会をつくる。

2 活動

日常生活の中で、個人またはグループによる自主的な活動とし、会員としての規制や義務を負うものではありません。

また、会員の皆様にはあくまで青少年健全育成ボランティアとして活動していただくため、報酬等はありません。

- (1) 身近な子どもたちに、「おはよう」「こんにちは」「おかえり」「さようなら」と積極的に声をかけながら、顔の見える関係をつくる。
- (2) 良い行いに対して、ためらわずその場で褒める。
- (3) 子どもたちの良き理解者、相談相手になるように努める。
- (4) 事故につながる危険な箇所、子どもたちが犯罪に巻き込まれるおそれのある場所、大人の目が行き届かない場所等、地域環境の再点検を行うとともに事件・事故や犯罪から子どもたちを守る。
- (5) 危険な遊びやルール違反をしている子どもには、見て見ぬふりをせず注意する。
- (6) 小学生等の登下校時の立ち番や子どもへの付添いを行う。
- (7) ウォーキング、花の水やり、買い物等の日常活動中に防犯の視点を持って子どもを見守る「ながら見守り」を行う。



3 会員

原則として三木市に在住又は在勤の18歳以上の方をお願いします。

目的に賛同された方、並びに子どもたちの健やかな成長を真に願っている市民の方々に、特別な資格や条件はありません。

*公的機関等から認定された資格・身分ではありません。

4 入 会

随時、会員を募集しています。市内の各公共施設、各小学校等に募集要項がありますので所要事項をご記入の上、ご提出ください。会員登録およびボランティア保険加入後、名札・帽子・ジャンパー・ベストを貸与します。

なお、退会の申し出が無い場合は、年度更新として手続きをします。

【問合せ先】 三木市青少年センター

T E L : 0794-83-2020 F A X : 0794-82-5881

メール : seishonen@city.miki.lg.jp

人の目の垣根隊活動の効果

- 1 子どもたちを事件や事故から守る未然防止につながります。
- 2 子どもたちの非行防止につながります。
- 3 活動している姿は、地域の防犯上の抑止力につながります。
- 4 大人社会の規範意識が高まります。
- 5 安心して生活できる地域環境づくりがすすめられます。
- 6 地域で大人と子どものふれあいやコミュニケーションづくりが図れます。
- 7 地域の危険個所の発見につながります。



垣根隊意見交換会

- 1 小学校区ごとに、9月～12月の期間に垣根隊意見交換会を開催しています。
 - 2 地域の子どもたちの様子を知ることによって今後の指導に役立っています。
 - 3 危険個所等については、関係部署と調整し、改善を図っています。
- *登録会員の皆様に事務局より、開催案内のはがきを郵送します。

人の目の垣根隊 活動 Q & A

Q：どんな活動をしますか。

A：子どもを犯罪、事故から守り、安心安全で快適な地域づくりの啓発活動を行います。具体的には、登下校の付添いや交差点での横断の見守り、登下校時のあいさつ奨励などがあります。できる時にできることをしてください。もちろんのことですが、散歩や庭先の水やり、買い物等の際の「～ながら見守り」でも結構です。

Q：活動中、子どもに事故やけがが発生したら。

A：緊急の場合は、救急車の要請や警察へ通報してください。さらに、学校にも連絡を入れてください。軽微な場合は、応急手当てをお願いします。

Q：活動中に事件や事故、不審者（車）を見かけたら。

A：緊急の場合は、「110番」してください。不審者（車）等の目撃情報は、「三木警察82-0110」へ連絡してください。

Q：通学路等で危険な場所や気になる点があったら。

A：学校や青少年センターにお知らせください。関係部署に連絡し、対応できるものについては対応します。

Q：ルールやマナーが守れない子どもにはどうすれば。

A：温かい声かけや見守りを根気よく続けてください。子どもと同じ目線で接することにより、信頼関係が生まれます。支援を必要とする子どもには、特性を理解した上でニーズに応じた見守りをお願いします。

Q：垣根隊会員の位置づけは。

A：青少年健全育成ボランティアとして自主活動を行うもので特別な権限の付与や義務を負うものではありません。また、青少年健全育成ボランティア活動のため、報酬や旅費等はありません。

Q：活動するにあたってのルールは。

A：貸与された帽子、ジャンパー又はベスト、名札の着用をお願いします。子どもたちはその姿に安心感を持ちます。

Q：垣根隊活動中に負傷したら。

A：病院等にかかれた場合は、保険請求ができます。詳細については事務局までお問い合わせください。